

令和5年第5回定例委員会

1 日 時 令和5年3月8日（水）10時30分から11時00分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員 臼井祐一
委員 毛利徹也
事務局局長
総務課長
選挙課長
広報啓発担当課長
書記 4名

4 議 事 議 案

- 1 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消しについて
- 2 東京都選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正について
- 3 東京都選挙管理委員会事務局職員の人事考課に関する規程の一部改正について
- 4 東京都選挙管理委員会電子情報処理規程の一部改正について

報 告

- 1 令和5年3月の選挙人名簿登録者数等について

そ の 他

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

発言者	発言の要旨
委員長	<p>ただ今から令和5年第5回定例委員会を開会いたします。</p> <p>なお、本日、野村職務代理から、御欠席との届出をいただいておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>お手元に、令和5年第4回定例委員会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。</p> <p>本日は、4件の議案と1件の報告事項を予定しております。</p> <p>それでは、議案第1号 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消しについて、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>《議案第1号について説明》</p>
委員長	<p>説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。</p>
委員	<p>なし</p>
委員長	<p>御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>それでは、議案第2号 東京都選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>《議案第2号について説明》</p>
委員長	<p>説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。</p>
委員	<p>選挙管理委員会事務局では臨時的任用職員は雇用する予定なのですか。</p>
事務局	<p>臨時的任用職員につきましては、年度途中に、例えば業務応援や育児休業で職員が欠けるという場合もありますので、そういうことになれば補充するために臨時的任用職員を採用するということになるかと思っております。</p>
委員長	<p>他に御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>

委員長 異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。それでは、議案第3号 東京都選挙管理委員会事務局職員の人事考課に関する規程の一部改正について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪議案第3号について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございますか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。それでは、議案第4号 東京都選挙管理委員会電子情報処理規程の一部改正について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪議案第4号について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございますか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。それでは、報告事項第1 令和5年3月の選挙人名簿登録者数等について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪報告事項第1について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございますか。

委員 選挙区民の方はその選挙区が変わったということはどうのように知るのでか。

- 事務局 この資料は総務省が配りまして、裏面に各出張所管内あるいは住所といったものがあり、こういったものを私どものホームページに載せておりますので、現時点では、そういったところで御覧いただくということになると思います。区市町村選管は、選挙前に御案内したほうが身近に感じていただけるだろうという意見も多いです。選挙が近くなった時に、例えば広報紙であるとか、ホームページもそうですが、選挙公報も余白の部分に啓発をすることができますので、そういったところで御案内していく、あるいは当然、各有権者には投票所入場券というものを各戸配布しますので、そういったところで案内していくというようなことが考えられます。
- 委員 特に変更があったところは、ポスターが貼られて、今度は変わったのかなと気づくという感じでしょうか。
- 事務局 変わったところは、ある意味有権者の方も混乱するというのもあろうかと思いますが、例えば世田谷区とか、割れているところについては、重点的に区とタイアップして啓発活動に取り組んでいくということになるかと思えます。ただ、今は区市町村の選挙が迫っているということもあり、区の選挙が終わるまでは、逆に混乱させないために控えているという部分もあるというように聞いています。
- 委員長 裏面の新選挙区についてですが、選挙区というのは、例えば第8区杉並区の下高井戸1丁目に自分が住んでいたら、1丁目はここに入るとわかりますが、例えば、第5区の世田谷区池尻まちづくりセンター管内とか、このような表記にするところもある。どうしてこのように表記が分かれるのでしょうか。
- 事務局 分け方というのは、各区から上がってきている情報を国に出しているのですが、確かに世田谷区、あるいはその隣の大田区などは、出張所管内とかまちづくりセンター管内という形でのくくり方をしている。一方で、例えば第21区というのが一番下の段にあります。八王子市の場合はかなり細かく、丁目だけでなく番地まで細かく切っているというように、その辺りは特に絶対のルールというものはありませんので、その区市町村ごとの決めでやっていただいているという形にはなっています。
- 委員長 行政の何丁目という間のどこかに線があつたりするのですかね。
- 事務局 八王子市の場合はそうです。なるべく区市町村の方も、分かりやすいようにするためには、区ごとないし丁目ごとに分けるという形でやっていますが、どうしても人口見合い、倍率見合いで、どこかで切らざるを得ないということになってしまうと、番地で切れているというところもどうしても出てきてしまうということかと思えます。
- 委員 住んでいる人は池尻まちづくりセンター管内といってすぐピンとくるのでしょうか。

事務局 公共施設をよく利用される住民の方はそうだと思いますが、自分がどこの出張所管内かというのは意識しないで生活されている方も多いただろうとなると、確かに先生方がおっしゃるように、これだけだとよく分からないという部分もあると思います。これは法律的な表記でございますので、こういうような書き方をすることになっているのですが、例えばこのような図面、区ごとの詳細な地図なりを各区市町村選管で作っていただくということになるかと思えます。

委員長 他に御質問・御意見がなければ、報告事項第1について了承することといたします。それでは、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪当面の日程について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございますか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。次回の定例委員会は、3月22日に開催することといたします。その他、これまでの議題について、何か御意見等ございますか。

委員 なし

委員長 特にないようですので、以上をもちまして本日の委員会は閉会といたします。